

身延町行政改革大綱(第四次)素案に関する

意見募集の結果について

◎本件に関する意見募集は終了しました。

◎平成28年2月1日(月)～2月8日(月)の期間、ご意見を募集しましたが、提出はありませんでした。

実施したパブリックコメント(意見募集)の内容は下記のとおりでした。

身延町では、平成17年に身延町行政改革大綱を策定し、継続して組織の簡素合理化、事務の効率化など行財政運営の改善に取り組んでいます。今回、身延町行政改革大綱(第三次)の期間が平成27年度で終了することに伴い、益々厳しさを増す社会・経済情勢の中、将来に渡り安定した町民サービスを提供するためには、更なる行政改革への不断の努力が必要であることから、身延町行政改革大綱(第四次)(平成28年度～平成30年度)の策定に着手してまいりました。このたび、身延町行政改革大綱(第四次)の素案がまとまりましたので、これらを公表し、皆様からのご意見を募集します。

1. 募集期間

平成28年2月1日(月)～2月8日(月)

2. 閲覧時間

平日の午前8時30分～午後5時15分

3. 意見を提出できる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に勤務し、又は通学されている方
- (3) 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人の方

4. 公表場所

- 身延町ホームページ
- 身延町役場 本庁 総務課

5. 意見の提出場所

住所、氏名及び連絡先(電話番号)を記載のうえ、持参・郵送・FAX またはメールのいずれかの方法により提出して下さい。書式はホームページ及び公表場所に用意してあります。なお、匿名や電話でのご意見は受け付けることが出来ません。また、提出していただいたご意見について、個別に回答はいたしませんのであらかじめご了承下さい。

6. 意見の提出先

- (1) 持 参 身延町役場 総務課(公表場所へ直接)
- (2) 郵 送 〒409-3392 身延町切石350番地 身延町役場 総務課宛
- (3) FAX 0556-42-2127

(4) メール somu@town.minobu.lg.jp

7. お問い合わせ先

総務課 (Tel.0556-42-4800)

8. 意見募集結果の公表

提出されたご意見につきましては、内容ごと整理・分類し、町の考え方とともにホームページで公表します。ご意見の内容以外(個人情報)は公表いたしません。